主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

抗告の趣旨及び理由は別紙記載の通りである。

よって考えてみるのに、抗告人が本件競売物件について、昭和三三年一二月二六日東京法務局板橋出張所受附第四五、九四七号を以て同年一一月一五日市である。)を受けていることは本件記録編綴の昭和三四年六月九日附登記簿店本(1000年)の記載に徴してこれを認めるに足るのであるが、本件記録に当まである。以前である昭和三三年一〇月三一日に債権者よりにというである。従って抗告人は競売申立を記し、の事実はは一日の日のである。従って抗告人は競売申立登記後に当該不動産の所有権を取得し、つてある。従って抗告人は競売を記後に当該不動産の所有権を取得して「国内ののと記録である。である。従って表記を記録により、これを適け、であるのが相当である。ととは、これを適法なものと解するのが相当である。

のと解するのが相当であろう。 〈要旨〉しかし、抗告人のような、競売申立当時の利害関係人でなく、競売申立登記後に目的不動産の所有権を得且〈/要旨〉つ登記をした者が、競売手続上の利害関係人として遇せられるためには、ただその取得と登記だけでは足らず、競売裁判所に「不動産上の権利者としてその権利を証明」することを要し、しかも右の「証明」とは、当該関係者において、その証明をすると共にその旨の届出をすることを要するものと解すべきである(民事訴訟法第六四八条第四号参照)。然るに本件においては、抗告人の所有権取得及びその登記のことについては競落許可に至るまで抗告人からその届出をした事蹟は何等これを認めるに足るものがないのであるから、原裁判所において抗告人を本件競売手続の利害関係人として遇しなかつたことには何等の違法もなく、競売期日の通知が抗告人にせられなかつたこと、また固より当然というべきである。

(裁判長判事 原増司 判事 山下朝一 判事 多田貞治)